

報告第10号

専決処分について報告の件（その2）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和5年12月13日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 240,917円
- 2 損害賠償の相手方 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●  
●● ●

令和5年11月30日 専決処分

説 明

令和5年10月6日午後3時頃、町道東芽室西十六号線において、道路敷地内の樹木が倒れ、電線に接触した影響で過電圧が発生し、家庭用電気機械器具を損傷させたものであります。

# 位置図



# 事故発生状況図

